

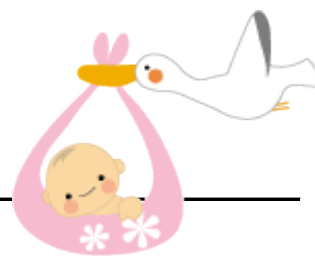
令和7年度版

医療的ケアが
必要なお子さんのための
ガイドブック



久喜市

も く じ



1	医療的ケアが必要なお子さん（医療的ケア児）の保護者の皆さまへ	1
2	医療的ケア児の在宅療養に関わる支援体制などについて	2
3	相談窓口	3
	ライフステージ（年齢）に応じた相談支援窓口	6
4	医療について	8
	県内の主な医療機関	8
	訪問看護の窓口	9
	医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について	10
5	医療費の助成、手当、年金等について	12
6	療育等について（児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所）	16
7	学校について	18
8	通学支援について	19
9	日常生活の支援について	20
	障害者手帳について	20
	日常生活で受けられるサービス	21
	障がい児が受けられるサービス	22
	補装具について	24
	日常生活用具について	26
10	もしものときは？（災害時の対応、避難所等）	28



1 医療的ケアが必要なお子さん（医療的ケア児）の保護者の皆さまへ

医療的ケア児とは？

たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった
医療的援助を日常的に必要とするお子さんをいいます。



医療的ケアの具体的な例：

人工呼吸器の管理、気管切開の管理、酸素療養、ネブライザーの管理、経管栄養（胃ろうや経鼻栄養等）、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射（インスリン注射等）、血糖測定、継続的な透析、導尿、排便管理（消化管ストーマ等）、けいれん時の座薬挿入・吸引など



医療技術の進歩のおかげで、小児医療の救命率は大きく向上しており、重い病気や障がいがあっても、その命を助けることができるようになってきました。

このガイドブックは、医療的ケアが必要なお子さんの保護者の皆さまのお役に立てるよう、相談先の紹介や各種制度・サービスの内容、緊急時に備えての対応などをまとめて、わかりやすく収録したものです。

市では、医療的ケア児とその家族の支援について、各関係機関等が連携して対応し、制度の充実を図っていきますので、本書が皆様のお困りごとの解決の一助となれば幸いです。

令和7年4月 久喜市 障がい者福祉課

久喜市 自立支援協議会 こども部会



トピック

久喜市 自立支援協議会 こども部会とは？

こども部会では、障がい児福祉の課題抽出・解決策立案に向けて、各関係機関の連携を構築するために、「医療的ケア児支援」と「発達障がい児支援」の2本柱を構成し、部会として必要な取り組みを検討・実施しています。

この取り組みの一つとして、ガイドブックを作成、更新・修正しております。

2 医療的ケア児の在宅療養に関わる支援体制などについて



3 相談窓口



どこに相談したらいいの？

① 入院中

病院を退院する前に、病院の主治医や医療相談室などのソーシャルワーカーに相談しましょう。



自宅ではどんな準備が必要か、どんな医療や福祉サービスを利用するのかなど、心配なことをしっかり相談しましょう。ソーシャルワーカーは、必要に応じて市のこども家庭保健課や障がい者福祉課の相談担当と連携をとっています。

退院に向けて自宅で準備すること（例）

- ☑ 医療機器の使い方やケアの方法を覚えましょう
- ☑ 制度利用の申請や手続きを始めましょう
- ☑ 医療機器や医療物品を用意しましょう
- ☑ 移動のための用意をしましょう
- ☑ 生活環境の調整をしましょう

② 退院に向けて、地域の相談先

●身近な相談・・・医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアが必要なお子さんの保健、医療、福祉、教育等の他分野にまたがる支援の利用を調整し、退院後も地域で安心して生活できるよう、様々な相談をお受けします。

事業所名	所在地	TEL番号	FAX番号
久喜市基幹相談支援センター	青毛753-1 ふれあいセンター久喜内2階	48-6633	
久喜市障がい者生活支援センターきらら	青毛753-1 ふれあいセンター久喜内2階	26-4866	26-4870
相談支援事業所 まこちゃん	東大輪498-4	53-5593	58-2044

●子育ての相談・・・こども家庭保健課

新生児及び乳幼児訪問や乳幼児健康診査、予防接種、お子さんの発育・発達など、こどもや子育てに関する様々な相談をお受けします。

課名・係名	所在地	TEL番号	FAX番号
こども家庭保健課	下早見85-3	22-1111	22-3319

●専門的な相談・・・地域センター

医療的ケアが必要なお子さんが地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、ご家族をはじめ、支援事業所、保育園、学校など医療的ケア児に関わるすべての方からの相談をお受けします。

相談内容に応じて、社会福祉士（医療的ケア児等コーディネーター）、看護師、理学療法士など適切な専門職が相談に応じます。また、適切な機関へおつなぎします。

センター名	所在地	TEL 番号	メール
埼玉県医療的ケア児等支援センター ・地域センター「ともに」	春日部市谷原3-12-6 メゾンローリエ102 社会福祉法人ともに福祉会 障害児（者）生活支援ルームともに内	048-748 -5059	t.tomoni@ tomonifukushi kai.or.jp

●福祉の相談・・・障がい者福祉課

在宅で生活する際に必要な物品（補装具や日常生活用具）について、補助が出る場合があります。また、障害者手帳の申請等の相談をお受けします。

 詳しくは、P20へ

課名・係名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
障がい者福祉課 自立支援第1・2係	下早見 85-3	22-1111	22-3319
菖蒲行政センター 菖蒲福祉係	菖蒲町新堀 38	85-1111	85-6840
栗橋行政センター 栗橋福祉係	間鎌 251-1	53-1111	52-6027
鷺宮行政センター 鷺宮福祉係	鷺宮 6-1-1	58-1111	58-7019

●子どもの医療費などの相談・・・子育て支援課

未熟児養育医療給付や児童手当、医療費の助成等が受けられます。

 詳しくは、P12へ

課名・係名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
子育て支援課 医療手当係	下早見 85-3	22-1111	22-3319
菖蒲行政センター 菖蒲こども未来係	菖蒲町新堀 38	85-1111	85-6840
栗橋行政センター 栗橋こども未来係	間鎌 251-1	53-1111	52-6027
鷺宮行政センター 鷺宮こども未来係	鷺宮 6-1-1	58-1111	58-2020

地域の相談先 所在地



●その他

久喜医療的ケア会 レアレア

久喜市在住の医療的ケアが必要な子どもとその家族の会です。



身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害のある方やそのご家族の方から相談を受けるため、身体障害者相談員、知的障害者相談員をそれぞれ市で委託しています。相談員の一覧は、【障がい者のしおり】に掲載しています。

<https://www.city.kuki.lg.jp/kenko/shogai/supportbook/1004075.html>



ライフステージ（年齢）に応じた相談支援窓口

年齢	～出生	0～5歳	6歳～
ライフ ステージ段階			
	妊娠期	乳・幼児期	学齢期
市の 相談窓 口 連携を 図って います 関係機 関	こども家庭保健課 (発育発達の遅れ・子育て・健康・親子関係・虐待などに関する相談)		
	障がい者福祉課・各行政センター福祉係 (福祉サービス・障害者手帳などに関する相談)		
	保育幼稚園課・各行政センターこども未来係 (保育所や幼稚園等の入園などに関する相談)		
	教育委員会 指導課 (就学・学校生活に関する相談)		
	医療機関・薬局・保健所 (主治医・ソーシャルワーカー等) (薬に関する相談) (指定難病等の相談)		
	埼玉県医療的ケア児等支援センター 地域センター「ともに」 (医療的ケア児等とそのご家族からの相談窓口) (市町村・支援機関と連携)		
	訪問看護・居宅介護（ホームヘルプ）事業所 (居宅による看護・身体介護・家事援助等)		
	児童発達支援事業所 (就学前の療育支援)	放課後等デイサービス事業所 (就学後の療育支援)	
	障がい者生活支援センター（市委託）・各指定特定相談支援事業所（計画相談事業者） (障がいのある方・障がいの疑いがある方の療育・学校・生活全般の相談)		
	児童相談所 (18歳未満の児童の養育・発達・療育に関する相談)		
幼稚園・保育所・認定こども園		小学校 特別支援学級・特別支援学校	

12歳～		15歳～		18歳～		年齢
						ライフ ステージ段階
学齢期				成人期		
こども家庭保健課 (発育発達の遅れ・子育て・健康・親子関係・虐待などに関する相談)						市の相談窓口 連携を図っています
障がい者福祉課・各行政センター福祉係 (福祉サービス・障害者手帳などに関する相談)						
教育委員会 指導課 (就学・学校生活に関する相談)						
医療機関・薬局・保健所 (主治医・ソーシャルワーカー等) (薬に関する相談) (指定難病等の相談)						関係機関
埼玉県医療的ケア児等支援センター 地域センター「ともに」 (医療的ケア児等とご家族からの相談窓口) (市町村・支援機関と連携)						
訪問看護・居宅介護（ホームヘルプ）事業所 (居宅による看護・身体介護・家事援助等)						
放課後等デイサービス事業所 (就学後の療育支援)						
障がい者生活支援センター（市委託）・各指定特定相談支援事業所（計画相談事業者） (障がいのある方・障がいの疑いがある方の療育・学校・生活全般の相談)						
				就労支援センター・ハローワーク (就労に関する相談)		
児童相談所 (18歳未満の児童の養育・発達・療育に関する相談)						
中学校		高校		大学・専門学校等		
特別支援学級・特別支援学校						

4 医療について

新生児期は、新生児集中治療室（NICU）、状態が安定してきたら発育支援室（GCU）や総合病院の小児科、脳神経外科などで、入院及び外来で治療を受けるのが一般的です。退院前に、まずは主治医や医療相談室などのソーシャルワーカーに相談しましょう。



県内の主な医療機関

- | | | |
|------------------|----------------|--------------|
| ① 埼玉県立小児医療センター | さいたま市中央区新都心1-2 | 048-601-2200 |
| ② 埼玉医科大学総合医療センター | 川越市鴨田1981番地 | 049-228-3411 |
| ③ カリヨンの杜 | さいたま市岩槻区馬込2100 | 048-797-6915 |
| ④ 土屋小児病院 | 久喜市久喜中央3-1-10 | 0480-21-0766 |
| ⑤ 東鷲宮病院 | 久喜市桜田2-6-5 | 0480-58-2468 |
| ⑥ 扶顔堂たかぎクリニック | 久喜市下清久270-1 | 0480-21-0124 |



- | | | | |
|------------------|---------------------|---------------|-----|
| ⑦ ふたば在宅クリニック | 久喜市久喜東1-2-5東山ビル3階-A | 0480-44-9178 | (※) |
| ⑧ 久喜在宅クリニック | 久喜市久喜北1-12-10 | 0480-38-6788 | (※) |
| ⑨ 済生会加須病院 | 加須市上高柳1680 | 0480-70-0888 | |
| ⑩ 武正医院 | 加須市中樋遣川1745 | 0480-69-1057 | (※) |
| ⑪ 国立病院機構 東埼玉病院 | 蓮田市黒浜4147 | 0480-768-1161 | |
| ⑫ 上尾中央総合病院 | 上尾市柏座1-10-10 | 048-773-1111 | |
| ⑬ 獨協医科大学埼玉医療センター | 越谷市南越谷2-1-50 | 048-965-1111 | |
| ⑭ 自治医大さいたま医療センター | さいたま市大宮区天沼町1-847 | 048-647-2111 | |
| ⑮ 北里大学メディカルセンター | 北本市荒井六丁目100番地 | 048-593-1212 | |
| ⑯ 羽生総合病院 | 羽生市下岩瀬446 | 048-562-3000 | |
| ⑰ 春日部市立医療センター | 春日部市中央六丁目7番地1 | 048-735-1261 | |



*医療的ケアの内容次第では対応できない場合もございますので、詳細は各医療機関へお問い合わせください。

*訪問診療を実施（※）

*埼玉県のHP「小児在宅医療に対応できる医療機関」もご参考にしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/hospital-children.html>



訪問看護を受けられる方が多いです。

訪問看護・リハビリについて

医師の指示のもとで看護師がお宅に訪問し、お子さんに看護ケア（＊）を行います。育児相談やご両親の不安等の相談にも応じます。

また、医師が必要と認めた場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが訪問してリハビリテーションを行います。

＊看護ケア・・・病状の観察、人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養、吸入・吸引などの医療的ケア、清潔管理ケア、摘便・授乳介助などの日常生活の援助、リハビリ指導など

対象者：医師が必要と認め、訪問看護指示書を交付された方
相談先：利用にあたっては主治医に相談しましょう。また、病院のソーシャルワーカーや市の保健師も相談をお受けします。
費用：保険割合（医療費と同じ扱い）
＊時間延長や基本時間外の利用の場合には加算があります。

■訪問看護の窓口

医療的ケア児に対応可能な近隣の訪問看護ステーションは、下表のとおりです。



事業所名	所在地	TEL番号
リハビリ看護センター フロンティア	久喜市栗原4-1-17	22-8139
よすが訪問看護ステーション	久喜市南2-7-13	22-7163
訪問看護ステーション コスモス	久喜市桜田2-1-2	57-1500
わしのみや訪問看護ステーション	久喜市鷺宮6-24-18	59-6277
済生会かぞ訪問看護ステーション	加須市上高柳1680番地	53-3858
ハーネスト訪問看護リハビリステーション加須	加須市諏訪2-3-1 福田ビル1階B号室	38-6570
ウエルシア介護サービス訪問看護ステーション白岡	白岡市小久喜1413	90-5051

＊医療的ケアの内容次第では対応できない場合もございますので、詳細は各事業所へお問い合わせください。

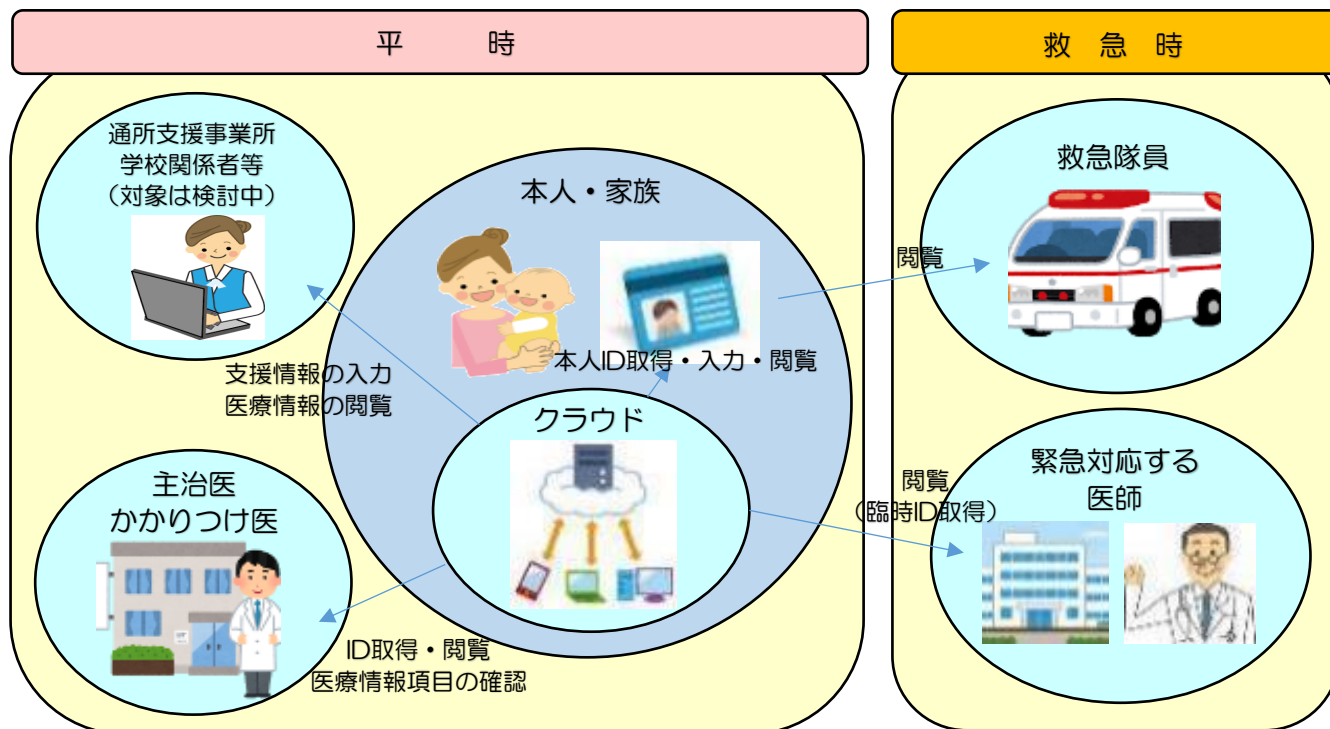
■医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケアが必要な児童等は、疾患や心身の状態が様々であり、救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際など、遠方で緊急搬送された際も速やかに医療情報の共有を図る必要があります。

このシステムは、そのような緊急時に、全国の医師・医療機関（特に救急医）が迅速に必要な情報を共有できるよう、国が構築したシステムです。

MEIS：Medical Emergency Information Share の略称です。

システムイメージ図



MEISの特徴

●救急医療情報の共有

- 基本情報や診察記録から必要な情報を選択しておけば、救急にあたる医師が全国どこからでも本人の救急医療情報を確認できます。
- 共有される情報は暗号化され、政府統一基準に適用した安全な情報共有が可能となります。

クラウドを使って全国どこでも情報共有

●医師、本人家族が相互に情報を入力

- 血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、家族の意向等は本人家族が記載します。
- 処方薬、人工呼吸器の詳細などの医療情報は医師が記載します。
- *医師が記載できない場合、本人家族が記載し、医師に確認することもできます。
- *医療に係る情報は医師の確認の有無を表示します。

医師・本人家族がデータを共有

●画像やケア情報も共有

- 検査やケアの様子、発作時の状態などの画像の取り込みも可能です。
- 取り入れてほしい姿勢などのケア情報も記載可能です。（⇒入院時のケアにも有効です。）

検査画像も共有

MEISの利用の流れ

①申請



主治医に利用希望を伝えて、申込書に主治医情報を書いていただきます。※Web入力も可能です。



②基本情報、ケア記録登録

本人家族で、本人の情報、緊急連絡先、障がいの状態、常用薬などの基本情報や日々のケア記録などを入力します。



③診療情報登録 ④救急サマリー作成



主治医やかかりつけ医と相談して、基本情報や診療情報をもとに救急サマリーを作成します。



⑤救急サマリ－の利用

救急時に、救急サマリーを確認して、適切な治療を行うことができます。



MEISの申込方法

MEISのホームページ (<https://meis.cfa.go.jp/user/login>)



Web申し込み

- ①MEISのホームページへアクセスします。
- ②Web申し込み画面で必要事項を入力します。
- ③主治医にMEIS利用希望を伝え、主治医からもWeb申し込み画面にて必要事項を入力してもらいます。
- ④メールで利用ID・初期パスワードが届きます。

郵便・メール申し込み

- ①MEISのホームページへアクセスします。
- ②申込書と同意書を印刷し、必要事項を記入します。
- ③主治医にMEIS利用希望を伝え、主治医情報（氏名・医療機関名等）を記入してもらいます。
- ④MEIS運用事務局にメール又は郵送で提出します。
- ⑤メールで利用ID・初期パスワードが届きます。

※申し込み後、メールの通知まで1週間程度かかる場合があります。

5 医療費の助成、手当、年金等について



医療費が心配・・・どんな制度があるの？

事業名 (助成・給付)	内容	対象者・条件など
医療費などの助成・給付	子ども医療費支給事業	●対象の子どもの年齢が18歳到達後最初の3月31日までであること。 ●国民健康保険又は社会保険（社会保険各法によるもの）に加入していること。 （詳細は、担当にお問い合わせください。）
	ひとり親家庭等医療費支給事業	●母子家庭の母子、父子家庭の父子、養育者家庭の養育者とその子ども。 ●対象の子どもの年齢が18歳到達後最初の3月31日までであること。 ●国民健康保険又は社会保険（社会保険各法によるもの）に加入していること。
	重度心身障がい者医療給付事業	●身体障害者手帳1～3級の方 ●療育手帳A～Bの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方 ●65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方（上記の条件で初めて手帳の交付を受けときの年齢が65歳以上の方は対象外です。）
	自立支援医療費（育成医療）支給事業	●18歳未満で身体に障がいがある方 （対象疾患や詳細な内容は、お問い合わせください。）
	未熟児養育医療給付事業	●出生時の体重が2,000g以下の未熟児 ●一定の基準に該当すると医師が認めた未熟児
	小児慢性特定疾患医療費助成制度	●小児慢性特定疾患にかかっている方 （対象疾患や詳細な内容は、お問い合わせください。）
	自立支援医療費（更生医療）支給事業	●18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者 （対象疾患や詳細な内容は、お問い合わせください。）
	自立支援医療費（精神通院）支給事業	●統合失調症やうつ病などの精神疾患により、継続して通院治療が必要な方
	指定難病に係る医療給付制度	●指定難病にかかっている方 （対象疾患や詳細な内容は、お問い合わせください。）

対象の方の状況によっては受けられないもの、重複できないものがあります。

詳しい内容は、担当へお問い合わせください。



所得制限	対象年齢							相談窓口 (担当)
	0歳～	未就学	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	
なし	子ども医療費支給事業							子育て支援課 医療手当係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋こども未来係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 (58-1111)
あり	ひとり親家庭等医療費支給事業							子育て支援課 医療手当係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋こども未来係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 (58-1111)
	*子どもに一定の障がいがある場合は20歳未満まで							
あり	重度心身障がい者医療給付事業							障がい者福祉課 障がい者福祉係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋福祉係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 (58-1111)
あり	自立支援医療費（育成医療）支給事業							子育て支援課 医療手当係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋こども未来係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 (58-1111)
なし	未熟児養育医療給付事業							子育て支援課 医療手当係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋こども未来係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 (58-1111)
あり	小児慢性特定疾患医療費助成制度							幸手保健所 (42-1101)
あり	自立支援医療費（更生医療）支給事業							障がい者福祉課 自立支援第1・2係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋福祉係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 (58-1111)
なし	自立支援医療費（精神通院医療）支給事業							障がい者福祉課 自立支援第1・2係 (22-1111) 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 (85-1111) 栗橋行政センター栗橋福祉係 (53-1111) 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 (58-1111)
なし	指定難病に係る医療給付制度							幸手保健所 (42-1101)



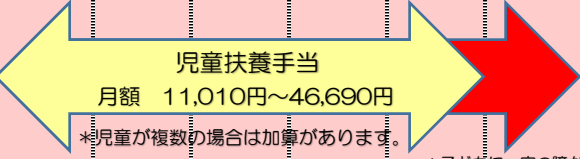
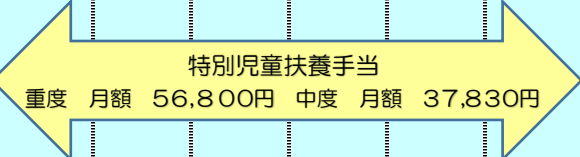
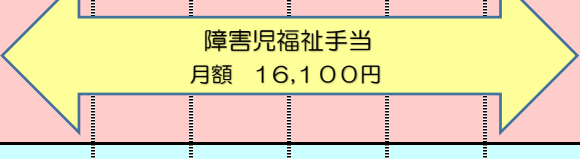
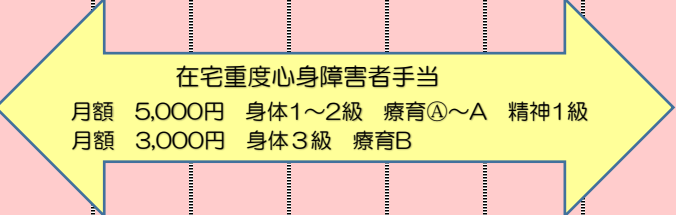
どんな年金や手当があるの？

*各手当の支給額は、令和7年4月現在のものです。今後、増減する可能性がありますので、詳細はお問い合わせください。

事業名 (助成・給付)	内容	対象者・条件など
児童手当	高校生年代までのお子さんを養育している方に、一定の手当を支給します。 【支給月 4、6、8、10、12、2月】	●高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方 （令和6年10月から〈12月支給分から〉制度が変わりました。詳細は、お問い合わせください。）
児童扶養手当	ひとり親家庭の父または母、父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者、父母に代わる養育者に一定の手当を支給します。 【支給月 5、7、9、11、1、3月】	●ひとり親家庭の父または母 ●父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者 ●手当の支給は18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障がいに該当する場合は、20歳未満まで）です。 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。 （詳細は、お問い合わせください。）
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方のうち、主として生計を維持する方に一定の手当を支給します。 【支給月 4、8、11月】	●精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。 （詳細は、お問い合わせください。）
障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を要する方に、一定額の手当を支給します。 【支給月 5、8、11、2月】	●一定の障がいの基準に該当する20歳未満の方 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。 （詳細は、お問い合わせください。）
特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を要する方に、一定額の手当を支給します。 【支給月 5、8、11、2月】	●一定の障がいの基準に該当する20歳以上の方 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。 （詳細は、お問い合わせください。）
在宅重度心身障害者手当	支給条件に該当する方に、一定額の手当を支給します。 【支給月 9、3月】	●身体障害者手帳1級～3級の方 ●療育手帳△～Bの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方 ●本人が市県民税非課税であること ●施設入所者ではないこと （特別障害者手当・障害児福祉手当、経過措置による福祉手当との併給はできません。超重症心身障害児については受けられる場合があります。）
障害基礎年金	国民年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合に年金が支給されます。	●20歳以降の認定日から ●本人の年金保険料の納付状況により支給が受けられない場合があります。詳細は、お問い合わせください。
障害厚生年金	厚生年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合に、年金が支給されます。	●本人の年金保険料の納付状況により支給が受けられない場合があります。詳細は、お問い合わせください。

ホームページや障がい者のしおりにも詳しい内容がありますが、直接担当の窓口にご相談するとわかりやすくご説明できます。



所得制限	対象年齢							相談窓口 (担当)
	0歳～	未就学	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	
なし	 児童手当 3歳未満（第1子、第2子） 月額15,000円 3歳～高校生年代（第1子、第2子） 月額10,000円 第3子以降（22歳までの養育している児童をカウント） ：月額30,000円							子育て支援課 医療手当係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲こども未来係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋こども未来係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係（58-1111）
あり	 児童扶養手当 月額 11,010円～46,690円 *児童が複数の場合は加算があります。 *子どもに一定の障がいがある場合は20歳未満まで							子育て支援課 医療手当係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲こども未来係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋こども未来係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係（58-1111）
あり	 特別児童扶養手当 重度 月額 56,800円 中度 月額 37,830円							障がい者福祉課 障がい者福祉係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲福祉係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋福祉係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮福祉係（58-1111）
あり	 障害児福祉手当 月額 16,100円							障がい者福祉課 障がい者福祉係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲福祉係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋福祉係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮福祉係（58-1111）
あり	特別障害者手当 月額 29,590円 							障がい者福祉課 障がい者福祉係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲福祉係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋福祉係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮福祉係（58-1111）
あり	 在宅重度心身障害者手当 月額 5,000円 身体1～2級 療育A～A 精神1級 月額 3,000円 身体3級 療育B							障がい者福祉課 障がい者福祉係（22-1111） 菫蒲行政センター菫蒲福祉係（85-1111） 栗橋行政センター栗橋福祉係（53-1111） 鷺宮行政センター鷺宮福祉係（58-1111）
あり	障害基礎年金 *支給額は年度ごとに異なります。 							市民課総合窓口市民・パスポート係（22-1111） 菫蒲行政センター市民係（85-1111） 栗橋行政センター市民係（53-1111） 鷺宮行政センター市民係（58-1111） 春日部年金事務所（048-737-7112）
なし	障害厚生年金 *支給額は年度ごとに異なります。 							春日部年金事務所（048-737-7112）

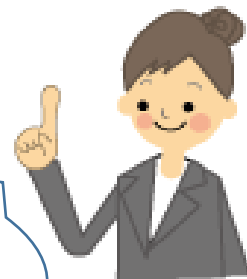
⑥ 療育等について（児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所）

?



療育ってなあに？

療育とは、発達障がいなど様々な障がいがあるお子さんに、その特性による生きにくさを改善し、社会生活において制約の少ない生活ができるよう、医療や専門機関と連携して必要なトレーニングをしていくことです。



■療育を必要とする方を対象としたサービス

通所・居宅系サービス

下記の4つのサービスを受けるには、市が発行する「**通所受給者証**」が必要になります。
詳細は障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までお問い合わせください。

児童発達支援

未就学児で、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、県が指定する通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

放課後等デイサービス

小学校就学から高校までの、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、県が指定する通所施設において、放課後や夏休み等を利用して日常生活能力向上のための訓練を行いながら居場所を提供します。

居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難なお子さんに、発達支援のサービスを提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

保育所等訪問支援

医師に療育が必要と認められた方を対象に、日常生活能力の向上や集団生活に適應できるよう、指定事業所の指導員が保育所、幼稚園、小学校、乳児院等を訪問し、必要な助言・支援協力を行います。



入所系サービス

施設への入所や短期入所のサービスを受けるには、直接右ページの施設へお問い合わせください。

重症心身障害児施設・ショートステイ（短期入所）施設

重症心身障害児施設とは、重度の知的障がい及び肢体不自由が重複した児童を対象として、治療・療育及び日常生活を支援することを目的とした、医療型障害児入所施設のことで。

また、ショートステイとは、ご両親の冠婚葬祭等の緊急時に一時的に同施設に入所するサービスのことで。

■療育サービスの施設

医療的ケア児に対応できる県内の施設をご紹介します。



児童発達支援・放課後等デイサービス施設

			児童発達支援	放課後等デイ
① ゆめの音	久喜市西大輪351-2	0480-53-7708	○	○
② みつばち	白岡市下大崎317-3	0480-97-0977		○
③ 多機能型重症児デイサービスいちご	加須市騎西1018-4	0480-73-0015	○	○
④ みつまた子ども発達支援センター	加須市北小浜552番地	0480-62-6820	○	○
⑤ ピノキー 杉戸	北葛飾郡杉戸町堤根2698-1	0480-53-5626	○	○
⑥ 児童テイスぎと・ちいさな木	北葛飾郡杉戸町高野台西1-8-7 高野台ビルパートI 1階101号室	0480-53-6719	○	○
⑦ ひこうき雲 伊奈	北足立郡伊奈町栄一丁目163番地1	048-872-6150	○	○
⑧ 放課後デジオレンジペダル伊奈町	北足立郡伊奈町西小針1丁目33番	048-778-8484		○
⑨ 重症心身障がい児支援施設ひこうき雲	上尾市中妻一丁目2番4号	048-779-3123	○	○
⑩ 児童発達支援センターきらめき園	羽生市南1-7-7	048-594-7842	○	
⑪ 福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田1855-1	0493-39-2851	○	○
⑫ 中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町下赤岩222	048-992-2701	○	
⑬ タイムこどもデイサービスゆっく	久喜市本町7-7-8	0480-29-0001	要相談	要相談
⑭ タイムこどもデイサービスりすむ	久喜市江面753	0480-25-1399		要相談
⑮ 久喜市立のぞみ園	久喜市北青柳1331	0480-22-2381	要相談	

重症心身障害児施設・ショートステイ（短期入所）施設など

			施設入所	短期入所	指定発達支援医療機関
① カリヨンの杜	埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100	048-797-6915	○	○	
② 中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町下赤岩222	048-992-2701	○	○	
③ カルガモの家	川越市鴨田1930-1	049-229-5811	○	○	
④ 福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田1855-1	0493-39-2851	○	○	
⑤ 埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848番地	0493-62-6221	○	○	
⑥ 光の家療育センター	入間郡毛呂山町小田谷瀬田162	049-276-1357	○	○	
⑦ 埼玉療育園	大里郡寄居町藤田179-1	048-581-0351	○	○	
⑧ 土屋小児病院	久喜市久喜中央3-1-10	0480-21-0766		○	
⑨ 医療型短期入所施設 南平野クリニック	岩槻区南平野3-32-5	048-812-7701		○	
⑩ 独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜4147	048-768-1161		○	○

*医療的ケアの内容次第では対応できない場合もございますので、詳細は各事業所へお問い合わせください。

*各サービスのご利用にあたっては、障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。

7 学校について

■就学相談（面接相談室）

就学相談とは、障がいや発達上特性のあるお子さんの教育のために、保護者向けに教育委員会が行う就学に向けた相談です。お子さんに一番合った就学先はどこなのか、どのような支援が望ましいかなどを、保護者の方と一緒に考えていきます。

面接相談室利用の流れ

予約申し込み



日時の決定



相談員との面談

開催日：6月～2月の隔週水曜日開催 *詳細はお問い合わせください。

時 間：午後2時45分から4時25分まで

会 場：久喜市立中央幼稚園

注 意：予約制となっておりますので、開催日の前日までにお電話でご予約ください。

連絡先：教育部指導課 TEL 0480-58-1111

■就学時健康診断及び就学の決定について

健康診断及び就学決定の流れ

9月中旬：久喜市教育委員会から就学時健康診断について通知が届きます。

10月中：健康診断の実施（指定された学校での受診となります。）



指定学区の小学校



特別支援学校

11月中 指定学区の小学校への就学についての決定

11月中
特別支援学校の就学についての決定



特別支援学級

通常学級

12月中
特別支援学級の就学についての決定。
（相談を継続することもあります）

12月 就学相談の実施

2月 県教育委員会から
入学通知書が届きます

12月中：久喜市教育委員会から入学通知書及び入学説明会の案内が届きます。

* 特別支援学校や特別支援学級への就学については、保護者の方や専門家の意見を聞いたうえで、本人の教育を第一に考える姿勢で決定するものです。

■特別支援学校について（就学相談が必要）

肢体不自由のお子さんのための特別支援学校

手足や体幹が不自由なお子さんのための学校で、座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事、衣服の着脱等の日常生活に関する動作等の改善・克服のために特別な指導をしています。

○県立宮代特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒345-0816 埼玉県南埼玉郡宮代町金原636-1

TEL 0480-35-2432

病弱なお子さんのための特別支援学校

国立病院機構東埼玉病院及び県立小児医療センターに入院している気管支ぜんそく、進行性筋ジストロフィー症、ネフローゼ等により患っているお子さん達のために、病気に対する正しい理解と療養に関する知識を身につけるよう指導しています。

○県立蓮田特別支援学校 小学部・中学部・高等部 国立病院機構東埼玉病院併設

〒345-0816 埼玉県蓮田市黒浜4088-4 TEL 048-769-3191

○県立けやき特別支援学校 小学部・中学部 県立小児医療センター併設

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2 TEL 048-601-5531

○県立東松山特別支援学校 こどもの心のケアハウス嵐山学園内教室

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東原264-1 TEL 0493-62-0855

*児童心理治療施設「こどもの心のケアハウス嵐山学園」に入所している児童生徒が義務教育を受けられるよう設置された教室です。

■特別支援学級について（就学相談が必要）

小学校、中学校の学級の一つであり、小学校、又は中学校の目的及び目標を達成していく学級です。ただし、お子さんの障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成して指導できるようにしており、各教科等の他に、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な自立活動を取り入れ指導をしています。

○肢体不自由特別支援学級

○病弱・身体虚弱特別支援学級 など

■通常学級について

小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の支援を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本となります。各教科等を学ぶ場合、病気等による困難さ等に対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となります。そのため、教育活動看護支援員を配置し、医療的なサポートも行いながら、生活をしています。一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、健康面や安全面等に留意しながら指導しています。

8 通学支援について

埼玉県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（登下校に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援します。

○埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当

TEL 048-830-6886

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）



<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

通学支援について、埼玉県教育委員会のホームページに簡易版リーフレットや協力企業の一覧もありますので、ご参考ください。



簡易版リーフレット



彩の国・医療的ケア児通学支援協力企業

9 日常生活の支援について

■障害者手帳について

障害者手帳は、障がいにより生活に困難が生じている人が、相談・助言・療育・サービス等を受けるためのものです。また、手帳を取得することで、税の控除や各種割引、手当等を受けることができます。（障がいの程度により内容が異なります。）

また、手帳を取得していなくても、指定難病であれば医師の意見書を提示することで受けられる福祉サービスもあります。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語・そしゃく機能
肢体不自由・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう
直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

程度：1級～6級

療育手帳

知的障がいのある方

程度：A～C

精神障害者保健福祉手帳

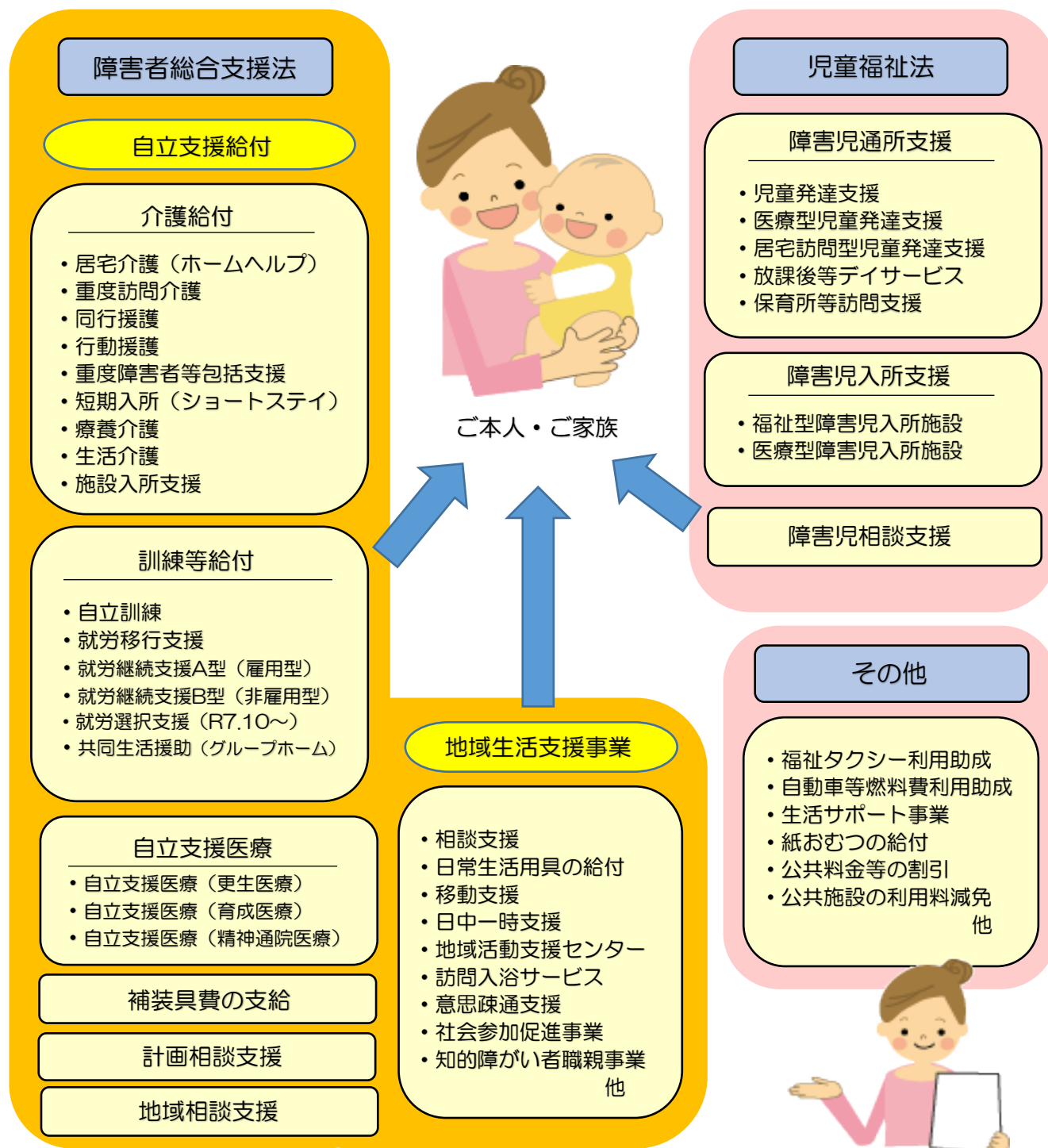
精神疾患を有する方のうち、
疾患のため長期に渡り日常生活
または社会生活に障がいのある方

程度：1級～3級

*障害者手帳の取得にあたっては、障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。

■日常生活で受けられるサービス

障害福祉サービスには様々な種類があり、それらのサービスを受けるには障害者手帳の有無、その種別や等級、年齢や生活環境などにより細かい基準があります。



*この表の情報は、令和7年4月現在のものです。制度等は変更になる可能性がありますので、詳細は障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。

■障がい児が受けられるサービス

?



障がい児の利用できるサービスには
どんなものがあるの？



法律に基づいたサービスと、市独自のサービスがあります。
ホームページや障がい者のしおりにも詳しい内容がありますが、
直接担当の窓口で相談するとわかりやすくご説明できます。

*各サービスの内容は、令和7年4月現在のものです。今後、変更される可能性がありますので、詳細はお問い合わせください。

児童福祉法のサービス

児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。医療型は、肢体不自由のある方を対象に、医療の提供を含めて支援を行い、居宅訪問型は、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、児童発達支援を行います。

対象者・支給条件など

- 児童発達支援
障がいの種類や程度を把握するために調査を行い、支給の要否を決定します。
- 医療型児童発達支援
肢体不自由のある障がい児
- 居宅訪問型児童発達支援
重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児

放課後等デイサービス

授業の終了後又は休日に支援が必要な方に、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

対象者・支給条件など

18歳以下の学齢時の障がい児で、授業の終了後又は休日に支援が必要な方を対象に、障がいの種類や程度を把握するための調査を行い、支給の要否を決定します。

保育所等訪問支援

障がい児が入所する児童養護施設や、通園する保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活への適応や専門的な知識の助言等の支援を行います。

対象者・支給条件など

- 児童養護施設等に入所している障がい児
- 保育園、幼稚園等に通園している障がい児

その他のサービス

福祉タクシー利用助成 自動車等燃料費利用助成

- ・福祉タクシー利用券は年間48枚
(初乗運賃を助成、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額となる場合は2枚まで使用可能)
- ・自動車等燃料費利用券は年間18枚
(1枚500円分の給油費を助成)

※どちらか一方を選択

対象者・支給条件など

- 身体障害者手帳1～3級の方
 - 療育手帳A～Bの方
 - 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方
- *施設入所・長期入院の方は対象外です。

障がい児生活サポート

障がい児の地域生活を支援するため、登録民間団体が障がい児等の一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出支援等のサービスを行うものです。

対象者・支給条件など

- 団体への入会登録が必要な場合があります。
- 利用時間には上限があります。

障害者総合支援法のサービス

居宅介護（ホームヘルプ）

事業所より派遣されたヘルパーが、自宅での入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や、掃除洗濯などの家事援助、通院時の介助等を行います。

対象者・支給条件など

障がいの種類や程度を把握するため、5領域（食事・排せつ・入浴・移動・行動障がい及び精神症状）に関する11項目の調査を行い、支給の可否を決定します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気や緊急時の場合に、短期間施設に入所できます。

対象者・支給条件など

居宅介護（ホームヘルプ）と同様
＊短期入所は単価上の区分1～3が設定されます。



同行援護

外出時において必要な移動の援護、代筆代読、身体介護等の支援を行います。

対象者・支給条件など

- 視覚障がいや移動が著しく困難な方
- 同行援護アセスメント調査票の項目で一定の要件を満たす方



行動援護

自己判断等が制限されている方が行動する際に必要な、危険回避や問題行動の抑止、発作への対応などの支援を行います。

対象者・支給条件など

行動援護用の12項目の調査を行い、その合計点数が10点以上の方

重度障害者等包括介護

常に介護が必要な方の中でも特に必要性が高い方に、居宅介護などの福祉サービスを包括的にを行います。

対象者・支給条件など

障がい者（18歳以上）の方と同様に、80項目の調査や四肢すべての麻痺の有無等の調査を行い、審査会に意見を聴取した上で、支給の可否を決定します。

重度訪問介護

重度の肢体不自由や知的・精神障がい、行動が著しく困難な方に、入浴、排せつ、食事介助や外出時の支援などを行います。

対象者・支給条件など

- 15歳以上の方
- 児童相談所がサービス利用を必要と判断した場合、80項目の調査、審査会、区分認定を経て支給の可否を決定します。

日中一時支援

障がい児の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

対象者・支給条件など

身体・知的・精神障がいを有する方
（発達障がいも含む）

訪問入浴サービス

家庭において自力や家族の介助では入浴が困難な方に、居宅に簡易浴槽を設置し、専門の介助者が入浴を介助することで、お部屋で入浴が可能になるサービスです。

対象者・支給条件など

一定の肢体不自由の障がいを有する方で、医師が必要と認めた方



移動支援

屋外での移動が困難な障がい児に外出のための支援を行い、自立生活と社会参加を促します。

対象者・支給条件など

身体・知的・精神障がいを有する方（発達障がいも含む）で、屋外での移動が著しく困難な方

■補装具について



補装具ってなあに？

補装具とは、身体障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために作製するもので、代表的なものに義手や義足、車いす、補聴器などがあります。



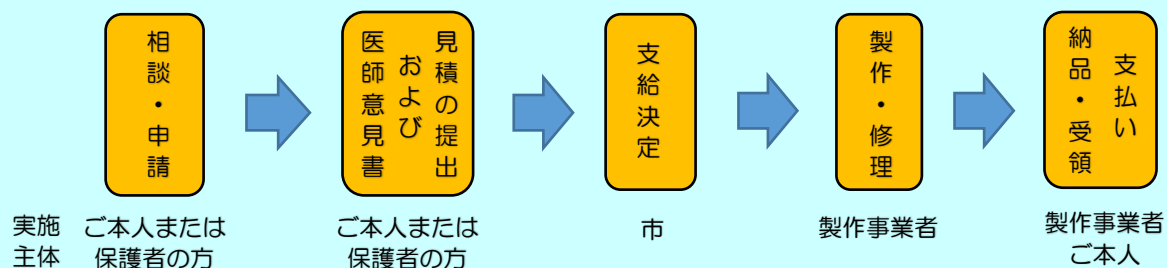
- 対象者・・・身体障害者手帳取得者、障害者総合支援法で定める難病患者（入院中の方、他制度で対象となる方、一定以上の所得のある方は対象外となる可能性があります。）
- 内 容・・・補装具の交付や修理にあたっては、原則自己負担は1割で、残りは公費で負担します。特に医学的な判定を要する場合は、更生相談所の判定や医師の意見書が必要になります。
- 注 意・・・補装具の支給は、**18歳以上になりますと原則1種目1個**となります。詳しくは、障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。



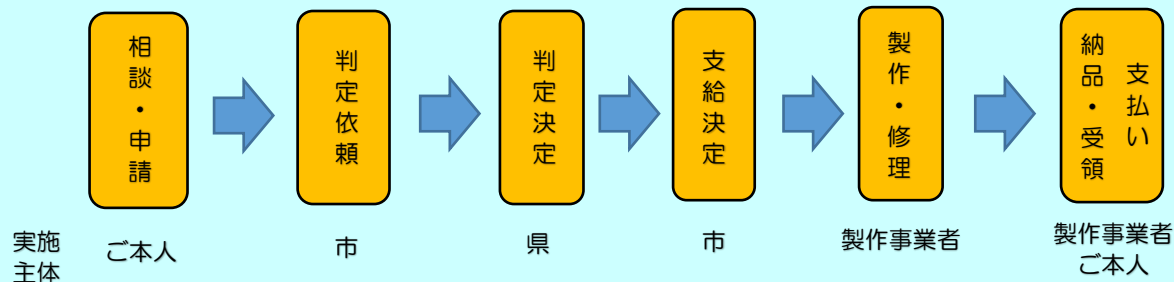
補装具交付の流れ

障がい児（18歳未満）と障がい者（18歳以上）で決定方法が異なります。

障がい児（18歳未満）



障がい者（18歳以上）



補装具の種類

視覚障がい者

視覚障害者用安全つえ、義眼、
眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ）



視覚障害者用安全つえ

聴覚障がい者

補聴器（重度難聴用・高度難聴用）



補聴器

肢体不自由かつ音声言語機能障がい者

重度障がい者用意思伝達装置



下肢装具

肢体不自由者

義足、義手、装具
車いす、電動車いす、姿勢保持装置
歩行器、歩行補助つえ（松葉つえ、多点杖、
カナディアン・クラッチ、
ロフストランド・クラッチ、プラットホーム杖）

18歳未満のみ
起立保持具、頭部保持具、排便補助具、座位保持具



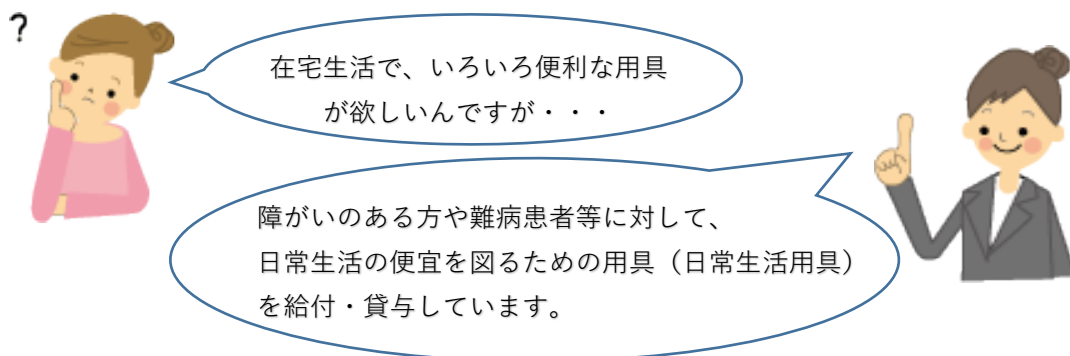
車いす



ロフストランドクラッチ

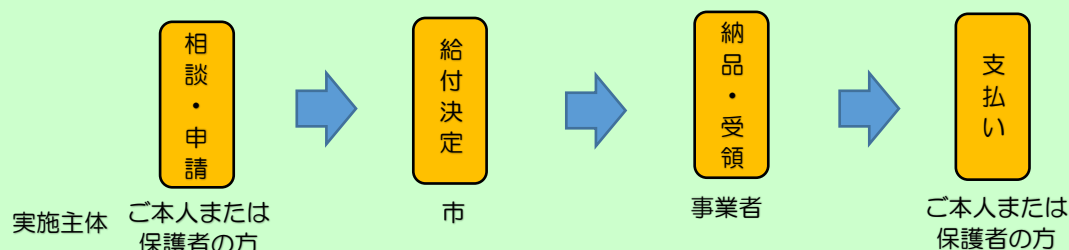


■日常生活用具について



- 対象者・・・身体障害者手帳取得者、障害者総合支援法で定める難病患者（それぞれの用具ごとに障がいの有無や等級などの要件があります。詳しくは、障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。）
- 内 容・・・日常生活用具の給付は、原則自己負担は1割で、残りは公費で負担します。なお、特に医学的な判定を要する場合は医師の意見書が必要になります。

日常生活用具の給付の流れ



日常生活用具の種類

【年齢要件なし】

肢体不自由者

Ｔ字状・棒状のつえ、トイレチェアー、車いす用段差昇降機、収尿器

内部障がい者・難病患者

ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、人工呼吸器用自家発電機、人工呼吸器用外部バッテリー、ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）

※ストマ用装具には一時的に造設した方で障害者手帳が未取得の方でも、医師の診断書に基づき給付を受けることができます。給付条件の詳細はお問い合わせください。

その他

頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、人工こう頭、人工鼻

視覚障がい者

点字図書

聴覚障がい者

携帯用信号装置、聴覚障がい者用情報受信装置
人工内耳用電池、人工内耳用充電電池及び充電器

【年齢要件 3歳以上】

肢体不自由者・難病患者

訓練用ベッド、特殊マット、入浴担架、体位変換器、
移動用リフト、訓練いす、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、
紙おむつ等（紙おむつ、さらし・ガーゼ等衛生用品）及び洗腸装具

内部障がい者

透析液加温器

その他

紙おむつ



【年齢要件 学齢児（6歳）以上】

肢体不自由者・難病患者

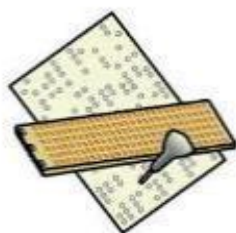
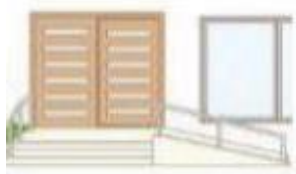
特殊尿器、便器、特殊便器、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

視覚障がい者

歩行時間延長信号機用小型送信機、小型送信機、視覚障がい者用体重計、
視覚障がい者用血圧計（音声式）、視覚障がい者用体温計（音声式）、
情報・通信支援用具、点字器、点字タイプライター、
視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、
視覚障がい者用読書器、地上デジタル放送対応ラジオ、音声にタグレコーダー、
暗所視支援眼鏡

聴覚・音声言語障がい者

携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置



【年齢要件 18歳以上】

肢体不自由者・難病患者

特殊寝台

聴覚障がい者

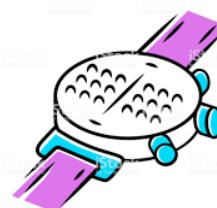
聴覚障がい者用屋内信号装置

視覚障がい者

電磁調理器、視覚障がい者用誘導装置、
点字ディスプレイ、視覚障がい者用時計

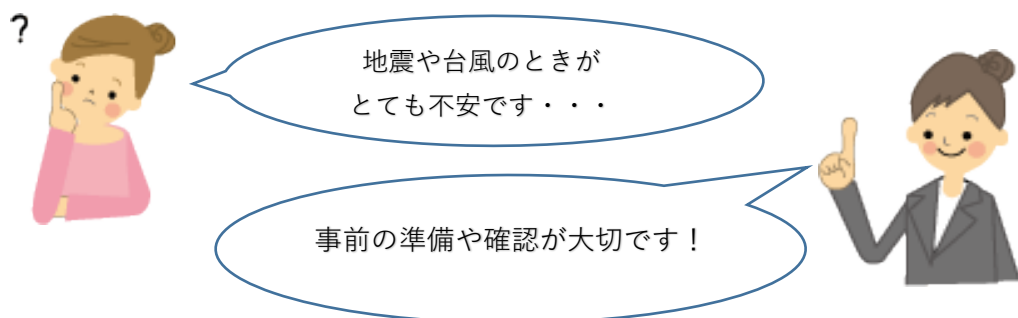
その他

福祉電話



*日常生活用具の給付には、それぞれの用具ごとに障がいの有無や等級などの要件があります。
詳しくは、障がい者福祉課もしくは各行政センター福祉係までご相談ください。

もしものときは？（災害時の対応、避難所等）



■災害に備えた準備

災害に備えて、普段から確認や準備をしておきましょう。

○緊急時の連絡先

かかりつけ医、訪問看護師、保健師、利用している機器のメーカー、電気・水道などのライフライン事業者などの、緊急時の連絡先や連絡方法などを事前に確認しておきましょう。

○備蓄品や予備の医薬品など

いつ起こるかわからない災害に備えて、衛生用品やある程度の食料を備蓄しておきましょう。また、普段服用している医薬品等については、予備を準備しておきましょう。予備の医薬品等は、複数個所にわけておくといいですね。

○在宅医療機器のチェック

たん吸引器などの医療機器を在宅で利用している場合は、非常時の予備や電源を確認しておきましょう。手動でもできるものがないか、自家発電機の所在の把握、電源確保についての市や電力会社との連携なども確認しておくとうれしいですね。

○避難所の確認

普段から、自宅から近い避難所はどこかを、複数箇所確認しておきましょう。また、そこに行くための経路や手段も複数検討しておくとうれしいですね。最寄りの避難所には、事前に実際に行ってみて、そこまでの経路や道路状況、現地の調査などをしておくことをお勧めします。

■避難所の受け入れについて

避難場所、避難所の受け入れ地域は特に限定されてはおりません。道路冠水や建物の倒壊などによる避難経路の遮断によって、避難場所がかわることも考えられますので、あらかじめ近隣の避難場所・避難所を複数箇所確認しておきましょう。

■福祉避難所とは

福祉避難所とは、避難所生活において、何らかの配慮を必要とする災害時要援護者（高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者など）の方を対象に開設される避難所のことです。

なお、福祉避難所は、一般の避難所と異なる【二次的避難所】ですが、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、本市では、拠点避難所等の開設とあわせ、2箇所の福祉避難所（ふれあいセンター久喜、久喜特別支援学校）を速やかに開設します。

■福祉避難所への避難の流れ

① 災害発生時に避難が必要になったら、まず身近な拠点避難所へ避難してください。

* 予め個別支援プラン又は個別避難計画により福祉避難所に避難する計画を作成し、市に提出をして承認を受けた方については、直接避難することもできます。直接、福祉避難所に避難を希望する方は、避難する前に社会福祉課にご相談ください。

② 拠点避難所において、市職員等が避難者の身体状態や必要な支援状況を考慮し、福祉避難所への移送対象を決定します。

③ 福祉避難所は、運営体制が整いしだい開設され、対象者を受け入れます。

④ 拠点避難所から福祉避難所への移送は、対象者のご家族や地域の支援者により行うことを原則としますが、それが困難な場合は状況に応じて福祉車両等での移送を行います。



* 福祉避難所は、対象者だけでなくご家族のかたも避難することができます。ただし、スペース等の都合上、必要最小限となる可能性があります。

福祉避難所 指定施設一覧

震災の場合・・・対象全31か所

水災の場合・・・対象10か所
(水災 マーク)

鷺宮地区

- ②4 ゆう・あい
- ②5 あゆみの郷
- ②6 鷺宮地域子育て支援センター
- ②7 特別養護老人ホーム喜びの里鷺宮 **水災**
- ②8 特別養護老人ホーム恒寿苑
- ②9 特別養護老人ホーム鷺宮苑
- ③0 特別養護老人ホーム久喜ことぶき苑
- ③1 介護老人保健施設桜田 **水災**

栗橋地区

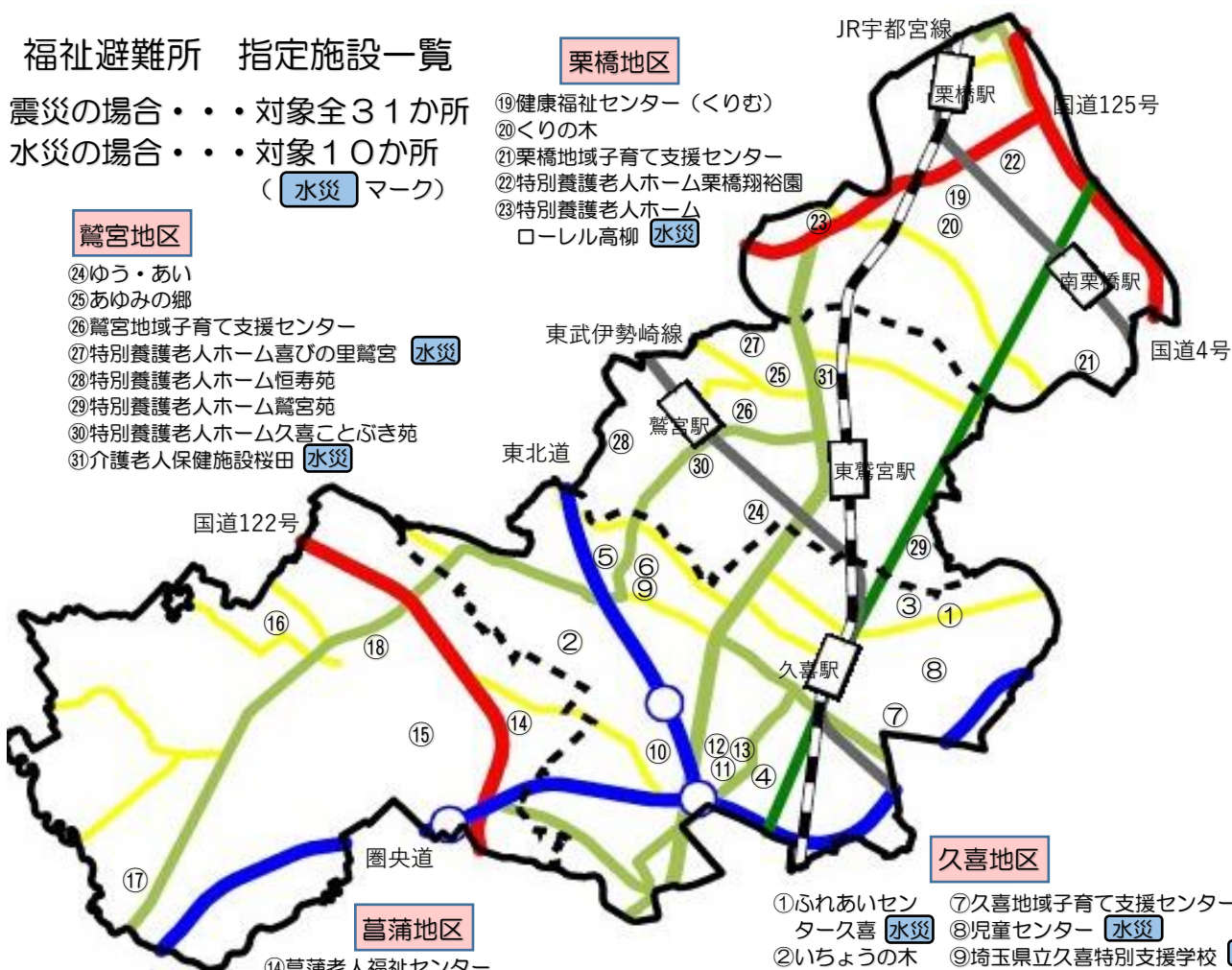
- ①9 健康福祉センター(くりむ)
- ②0 くりの木
- ②1 栗橋地域子育て支援センター
- ②2 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園
- ②3 特別養護老人ホームローレル高柳 **水災**

久喜地区

- ① ふれあいセンター久喜 **水災**
- ② いちようの木
- ③ けやきの木
- ④ のぞみ園
- ⑤ 久喜けいわ
- ⑥ 偕楽荘 **水災**
- ⑦ 久喜地域子育て支援センター
- ⑧ 児童センター **水災**
- ⑨ 埼玉県立久喜特別支援学校 **水災**
- ⑩ 特別養護老人ホーム久喜の里
- ⑪ 鶴寿荘 介護老人福祉施設
- ⑫ 鶴寿の里ナーシングホーム
- ⑬ ケアハウス鶴寿の里 **水災**

菖蒲地区

- ①4 菖蒲老人福祉センター
- ①5 彩嘉園
- ①6 しょうぶ会館 **水災**
- ①7 介護老人福祉施設しょうぶの里
- ①8 特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園 **水災**





発行：久喜市 障がい者福祉課
久喜市 自立支援協議会 こども部会

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

令和3年1月作成
令和7年4月改訂